

岐阜県生活指導研究協議会 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県生活指導研究協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、全国生活指導研究協議会（以下、全生研）が掲げる指標に基づき、岐阜県内における生活指導運動を推進することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の所在地は、第10条に定める会計の自宅におく。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 一 学習会・研究会の企画・開催
- 二 本会機関誌の編集・発行
- 三 岐阜県内の研究サークルの組織・育成
- 四 岐阜県内の会員の交流の促進
- 五 岐阜県内外の研究者・研究団体との連携
- 六 その他必要な事業

第二章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- 一 正会員
- 二 賛助会員

(2) 正会員は、本会の目的に賛同し、その実現に向けて、全生研が発行する機関誌の購読をはじめ、生活指導に関する学習・研究・実践に努めるものとする。

(3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を支援するものとする。

(会員の権利と義務)

第6条 会員は、年会費を納めなければならない。ただし、年会費の額は、総会の議決を得て別に定める。

- (2) 会員は、本会が運営する連絡網に加入し、情報を受信・発信することができる。
- (3) 会員は、本会機関誌を受け取ることができる。
- (4) 会員は、本会機関誌に投稿することができる。
- (5) 正会員は、総会に出席し、議決に参加することができる。
- (6) 賛助会員は、総会に出席し、傍聴することができる。

(会員の権利停止)

第7条 常任委員会は、年会費の納入を怠った会員に対して、第6条に定められた権利を停止することができる。ただし、当該会員が年会費を追納した場合には、この限りではない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとする場合には、その旨を常任委員会に通告するものとする。

(会員名簿)

第9条 本会の目的を達成するために、次の事項を記載した会員名簿を備える。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 連絡先
- 四 その他必要な事項

(2) 会員は、会員名簿に記載された事項に変更が生じた場合には、その旨を常任委員会に通知するものとする。

(3) 会員名簿に記載された事項は、常任委員会が厳重に管理し、本会の目的以外に供してはならない。

第三章 常任委員会

(常任委員会)

第10条 本会の事業を行なうために、次の人員によって構成される常任委員会をおく。

- 一 会長 1名
- 二 会計 1名
- 三 監査 1名
- 四 常任委員 必要名

(2) 会長は、常任委員の互選で任命され、本会を代表する。

(3) 会計は、常任委員の互選で任命され、本会の会計を管理する。

(4) 監査は、常任委員会が推薦し、総会の承認を得て任命され、本会の会計を監査する。

(常任委員の任免)

- 第11条 常任委員は、立候補もしくは推薦された正会員のなかから総会の承認を得て任命される。
- (2) 常任委員は、やむを得ない事由によりその任を全うできない場合には、常任委員会の承認を得て辞任することができる。
- (3) 常任委員会は、常任委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解任することができる。
- 一 心身の故障により、その任を全うできないと認められるとき
 - 二 その他解任に相当する合理的な事由が認められるとき

(常任委員の任期)

第12条 常任委員の任期は、6月1日より翌年の5月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(臨時常任委員の任免)

第13条 常任委員会は、欠員が生じた場合には、正会員のなかから臨時常任委員を任命することができる。臨時常任委員の任期は、欠員となった者の残りの任期とする。

- (2) 臨時常任委員の職務・待遇は、第11条に定められた常任委員のそれに準ずる。

(事務局)

第14条 常任委員会内に、次の人員によって構成される事務局をおく。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局員 必要名

- (2) 事務局は、次の業務を行なう。

- 一 常任委員会の運営にかかる事務
- 二 総会の運営にかかる事務
- 三 その他必要な事務

- (3) 事務局長・事務局員は、会長・会計・監査を兼務してはならない。

(全国委員の推薦)

第15条 常任委員会は、常任委員のなかから全生研規約第5条(2)に定められた全国委員を推薦することができる。

第四章 総会

(総会)

第16条 本会の最高意思決定機関として総会をおき、次の事項について議決する。

- 一 年間の事業計画・事業報告の審議・承認
- 二 予算案・決算案の審議・承認
- 三 常任委員の選出
- 四 規約改正案の審議・承認
- 五 年会費の額の審議・承認
- 六 その他必要な事項の審議・承認

(総会の招集)

第17条 会長は、年1回、定期総会を招集しなければならない。

- (2) 会長は、常任委員会が必要と認めた場合、あるいは正会員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、総会の定足数には、議長に議決を委任した者および議案書に対する意見を表明した者を含める。

- (2) 総会を欠席する正会員は、事務局に委任状を提出しなければならない。ただし、委任状を提出しなかった欠席者は、議長に議決を委任したものと見なす。

(議案書に対する意見表明)

第19条 総会を欠席する正会員で、議案書に対する意見を表明しようとする者は、総会が開催される前日までに事務局にその旨を表明しなければならない。

(議決)

第20条 総会の議長は、出席した正会員のなかから立候補した者を選任する。ただし、立候補者がいない場合には、事務局が推薦した者を出席者の過半数の同意によって承認する。

- (2) 議長は、欠席者が表明した意見を紹介し、議決の参考資料に供さなければならない。
- (3) 総会は、過半数の賛成によって議決する。可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第五章 研究サークル

(研究サークル)

第21条 会員は、本会の目的を達成するために岐阜県内の各地域において研究サークルを組織・運営することができる。

(サークル長)

第22条 研究サークルには、組織・運営のリーダーとしてサークル長をおく。

- (2) サークル長は、次の事項に取り組むよう努めなければならない。
- 一 学習・研究・実践の計画・推進

- 二 未会員に対する入会の呼びかけ
 - 三 全生研機関誌の購読の呼びかけ
 - 四 その他必要な事項
- (3) サークル長は、常任委員会に出席して交流するとともに、研究サークルに対する支援を要請することができる。

第六章 会計

(会計管理)

第23条 本会の経費は、年会費、事業収入、その他の収入をもって充てる。

- (2) 常任委員会は、年間の事業計画・事業報告および予算案・決算案を作成し、総会の承認を得なければならない。
- (3) 監査は、本会の年間の会計処理の適切性を精査して監査報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。
- (4) 会計は、監査から要請された場合には、会計処理の適切性を精査するために必要な資料を提出しなければならない。
- (5) 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

附 則 本会は、1973年5月20日に設立された。本規約は、同日をもって施行された。

(改正 2014年5月17日)

(改正 2016年6月4日)

(改正 2020年6月13日)